

渡来系知識人と『記』『紀』の成立

加藤 謙 吉

はじめに

『記』『紀』の撰修に従事したことがわかる者はごくわずかである。『古事記』の場合は、序によって太安万侶（安麻呂）が撰者であったことが知られるものの、それ以外にどのような人々が関与していたかは、稗田阿礼を除いて不明であるし、『日本書紀』もまた『続日本紀』の記述により、舍人親王がその編纂事業の統轄者であり、和銅七年（七一四）二月以降、紀朝臣清人と三宅臣藤麻呂が撰修に加わったことが知られるだけである。

「弘仁私記」序（『日本書紀私記』甲本序）は、『書紀』の撰者として舍人親王とともに太朝臣安麻呂の名を記し、『日本紀竟宴和歌』は養老五年（七二二）の日本紀講書の博士を同じく安麻呂とする。「弘仁私記」序の信憑性を疑

う説もあるが、内容的に不自然な点はなく、弘仁講書の講義記録の序と解して差し支えない。養老五年の講書に関しては、国史に記載はないが、撰修なった『書紀』の披露を目的として行われた可能性が大で、撰述者の一人であった安麻呂が自ら博士となつて執講したのであろう。一方、『日本後紀』や「弘仁私記」序によれば、弘仁講書の博士は多朝臣人長であった。人長は『釈日本紀』開題所引「康保二年外記勘申」の「日本紀講例」に「今案、作者太医麻呂後胤敷」と注記されるように、安麻呂の子孫とみられ（世代的には曾孫の代か？）、安麻呂以来の学の伝統を受け継ぐ形で、彼が弘仁度の講書の執筆者となつたと推察することができる。

太安麻呂が『書紀』編纂事業に関与したことが事実であるとすれば、舍人親王は皇族を代表して形式的に総裁の地

位に就いたにすぎず、『書紀』撰述の中心は、安麻呂と考えて間違いないであろう。すなわち安麻呂は『記』『紀』双方の編纂に関わったことになり、両書の史書としての成り立ちを考える上で、この事実は見過ごすことができないが、いずれにせよ彼を含めて、『記』『紀』撰者であつたことが判明する人物はきわめて限られている。

ただ『古事記』はともかくとして、『書紀』の場合は、天武十年（六八一）の「帝紀及び上古諸事」の記定事業に始まり、四十年間に及んだその編纂期間中に、誰が撰述にあずかり、誰が原資料を提供したかを跡付けることが、ある程度まで可能である。この点については別に詳しく論じたので、本稿では繰り返さないが、これとあわせて注意を要するのは、渡来系の知識人たちが少なからず、『書紀』の撰述に動員されている事実である。彼等の多くは藤原不比等と親しい中・南河内のフミヒト系氏族の出身者（フミヒトは六世紀半ばから後半期に朝廷の文筆・記録の任にあたるために設けられた渡来系有識者から成るトモの組織³⁶）や、百済・高句麗の滅亡時に亡命してきた新参の知識人であつた。

七・八世紀の初期の藤原氏は、これら渡来系の人々をブレンとして活用することによって、政界における指導的地位を確立していった。³⁶ 藤原不比等は、大宝・養老両律令

の編纂事業を領導したが、大宝律令の撰定に際しては、不比等の養育者であつたフミヒト系の田辺氏（後述）から田辺史百枝と同首名が編纂に加わり、他にも伊吉連博徳（旧姓史）や白猪史骨らの中・南河内のフミヒト系氏族出身者が編纂者に名を連ねている。彼等は律令に対する学識に加えて、不比等との個人的な繋がりにより拔擢されたと推測することができ、古代国家の形成期に国政を担つた不比等は、律令の撰定とあわせて国家的宿願とされていた国史（『日本書紀』）の編纂にも、主要な役割を果たしたことになる、彼の息のかかつた渡来系知識人が、ここでも動員された蓋然性は高いと思われる。

以下、かかる視点から、『書紀』編纂にかかわつたとみられる渡来系知識人を割り出し、その動向を解明することにつとめたい。

一 養老五年の進講者

『続日本紀』によれば、養老五年正月、佐為王（狹井王）以下、十六人の文人・学者が退朝後に皇太子首親王（聖武）のもとに侍り、帝王教育を施すこととなつた。その中に山田史三（御）方、紀朝臣清人、楽浪河内、刀利宣令の四人の名が認められるが、同月、刀利宣令を除く三人は「文章の学業に優遊し、師範たるに堪ふる者」として、明

經・明法・算術・陰陽・医術の学者や技術者・伎芸者・武芸者などとともに、純・糸・布・鉄などを賞賜されている。この三人は『藤氏家伝』下にも神龜六年（七二九）頃、

「文雅」の著名人として名が見え、刀利宣令も『経国集』に和銅四年（七一）三月の対策文二篇、『懐風藻』に五言詩二首を残すから、いずれも「文章」の第一人者であり、首親王に進講した学問の内容も、後に大学の文章（紀伝）科で用いられた『史記』・『漢書』・『後漢書』の三史や『文選』などをテキストとする中国史・漢文学を主体としたと推察される。

ただ前年の五月には、『日本書紀』が完成し、進講者の一人の紀清人は、和銅七年以降、『書紀』の撰述に直接関わった人物である。おそらく彼が首親王に教授した内容は、右の三史・『文選』のほかに、完成間もない『書紀』も含むと見てよいであろう。日本の国家の由来を天皇支配の正統性という立場から説く最初の正史である『書紀』は、次期君主たる皇太子の帝王教育のテキストとしては、もともと優先されるべきものであり、併行して同年、宮中で太安麻呂による初めての日本紀講書が行われた事実とあわせるならば、清人が首親王に『書紀』を講じたことは間違いないと思われる。

では彼と同じく「文章」の専門家である山田三方・楽浪

河内・刀利宣令の三人はどうであろうか。彼等はいずれも渡来系の出身であるが、その略歴を掲げると、次の通りである。

① 山田史三方

フミヒト系氏族の山田史の出身。新羅に留学した沙門であったが、持統六年（六九二）頃に還俗。還俗の理由は、国家がその学芸を利用しようとしたためである。養老六年（七二二）四月の詔によれば、前周防守の三方は監臨盜を犯した罪を恩赦されたが、法により職を徴しようとしたところ、三方の家には一尺の布もなかったため、特に恩寵を加え徴することを勿らしめたとし、その理由として「誠にかくのごとき人を矜あはまずは、蓋し斯の道（文章の道）を墮おさむか」とあり、彼の学問上の功績を称えている。『懐風藻』に五言詩三首を残し、「大学頭従五位下」と記す。

② 楽浪（高丘連）河内

天智二年（六六三）に百濟より亡命した沙門詠の子。神龜元年（七二四）に高丘連の姓を賜わった。天平勝宝六年（七五四）頃、大学頭。和銅五年（七二二）七月当時、播磨大目に在任。そのため彼を『播磨国風土記』の撰者に擬する説がある。『万葉集』に短歌二首収録。

③ 刀利宣令

百済系渡来人⁽⁸⁾。前述のように『経国集』に对策文二篇、『懷風藻』に五言詩二首を収める。『藤氏家伝』下に、
大学助藤原武智麻呂に依頼され、釈奠の文を作ったとされる宿儒の刀利康嗣(大学博士)は、彼の近親(宣令の父か?)であろう。

右の三人のうち、最年長とみられるのは①の山田三方である。彼は持統六年十月に務良肆を授けられたが、還俗してこの頃官途に就いたのであろう。『藤氏家伝』下は神龜六年(天平元年)当時の「文雅」の土六人の中に三方の名を記すから、おそらく没時は天平年間頃と推察されるが、官人としての活動期の過半は、『書紀』編纂の時期と重なる。前述の養老六年の詔によれば、彼はその頃の「文章」学の最高権威であった。そのため彼を『書紀』撰者の一人に擬する説が存在するが、その蓋然性は高いと見てよい。岸俊男は、藤原不比等の妻、具犬養宿祢三千代について検討し、不比等や三千代、および藤原氏の一族の者が、古市郡や安宿郡など南河内の渡来系氏族と密接な関係を持っていた事実を指摘している⁽¹⁰⁾。筆者もまた岸説を踏まえて、鎌足・不比等から南家の武智麻呂・仲麻呂にいたる初期の藤原氏が、沙宅紹明や僧道頭のような新參の渡来系知識人とその二世・三世、および中・南河内のフミヒト系諸氏

(田辺・船・白猪(葛井)・伊吉ら)などを側近に配し、彼等を実務官僚として重用することによって、政界での主導的地位を固めていった事実を明らかにした⁽¹¹⁾。

『尊卑分脈』藤氏大祖伝、不比等伝には、

内大臣鎌足第二子也。一名史。齐明天皇五年生。公有三所^レ避事^二、便養^三於山科田辺史大隅等家^一。其以名^レ史也。

と記すが、『藤氏家伝』上や『興福寺流記』所引「宝字記」によれば、山背国宇治郡の山科(山階)には鎌足の邸宅があり、この地に興福寺の前身となる山階寺が建立されている。吉川真司は、山階寺(山階陶原家)の所在地を、『山科郷古図』に見える四条十八里の「大槻里」(所在地は現JR山科駅西南)に比定し、さらに「安祥寺伽藍縁起資財帳」に「三条石雲之北里内田辺村地」とすることから、「大槻里」に近い三条十九里の「石雲北里」(JR山科駅北方)に不比等を養育した田辺史大隅の家があったと推定する⁽¹²⁾。

不比等の名は持統紀三年二月条(史料上の初見)には、「藤原朝臣史」とあり、「史」が彼の本来の諱で、田辺史のカバネに由来するとみられるから、『尊卑分脈』の記述は、「公有三所^レ避事^二」などの俗説にもとづく後世の付会的表記を除くと、史実を伝えていると解することができる。すなわち不比等が生まれた齐明五年(六五九)頃、山科の地

に鎌足と田辺大隅の家が並んであり、鎌足は代々優れた人材を輩出する「学」の家系である田辺氏に次男を預け、その将来を託したと推察されるのである。

山背国の山科の地は田辺氏の二次的な移住地で、河内国安宿郡田辺の地がその本拠であった。この地は県犬養氏が拠点とした河内国古市郡と隣接する。不比等と三千代の娘である光明子の諱は「安宿媛」であるが、この諱は田辺氏が父と娘の二代にわたって養育に関わったことを意味するものであろう。

藤原仲麻呂の身边にも、中・南河内のフミヒト系の人物がかなり顕著に認められる。仲麻呂家の家令で、後に仲麻呂の勢力の及んだ近江国の介に就任した田辺史〔上毛野公〕⁽¹⁾広浜や、仲麻呂専権下の造東大寺司で主典・判官をつとめ、天平宝字七年、飲酒に及び、話が時の忌諱にわたるとの理由で（孝謙上皇と道鏡の關係に言及?）、隠岐に流された葛井連〔旧姓白猪史〕根道がおり、ほかに仲麻呂の与党として、川原藏人〔旧姓川原史〕凡（皇后宮職少属↓紫微大疏）、上毛野君〔旧姓田辺史〕牛養（紫微少疏↓大疏）、池原公〔旧姓上毛野君〕禾守（紫微〔坤宮〕少疏）、葛井連〔闕名〕（紫微少忠）、葛井連〔闕名〕（紫微史生）の名を挙げることができる⁽²⁾。道鏡と対立して、少僧都・律師を解任された仲麻呂派の僧慈訓・慶俊も、船連〔旧姓船

史〕と葛井連の出身であり、『藤氏家伝』下の著者で、仲麻呂の家僧とみられる延慶も、『続日本紀』天平勝宝六年十一月辛未条に見える「大唐学問生」の船連夫子と同一人物であろう⁽³⁾。

かくして初期の藤原氏一族と中・南河内のフミヒト系氏族が、不可分の關係にあったことが判明するが、これは①の山田史三方の場合も同様である。山田史の本拠地は「上宮聖徳法王帝説」に「川内志奈我山田寸」、『延喜式』に「磯長山田陵」と記す河内国石川郡山田の地（現大阪府南河内郡太子町山田）で、田辺〔上毛野〕氏の安宿郡、葛井〔白猪〕氏・船氏の丹比郡とともに南河内に属する。また『藤氏家伝』下によれば、三方は藤原武智麻呂が文人才子を招いて、季秋に彼の習宜^{すげ}の別業で開催した「龍門点額」の文会に列席していたとみられる。彼もまた藤原氏の影響下にあった学者と推断してよいであろう。

次にフミヒト系ではないが、②と③もまた藤原氏と近い關係にあった。②の楽浪河内の子の高丘連（宿祿）比良麻呂は、紫微中台（坤宮官）の少疏・大疏、美濃員外少目・越前介など、藤原仲麻呂派の拠点とされた官衙や国衙の役人を歴任した側近であったが、後に変節して仲麻呂の謀反を密告した人物として著名である。『続日本紀』の彼の薨伝には「比良麿、少遊³大学²、涉³覽書記¹、歴²任大

外記」とあり、比良磨が父親譲りの学者・文人であったことがうかがえる。『続日本紀』は彼を河内国の古市郡人とするが、父の楽浪河内もこの地を本貫としたのであろう。南河内の古市郡はフミヒト系諸氏の集住地であり(表1参照)、不比等の妻三千代の出た梶犬養氏の本拠地でもあった。楽浪河内父子は、この地域的な特性にもとづき、藤原氏に結び付いていったとみられる。

③の刀利宣令は百済系渡来人(前述)で、その父と目される刀利康嗣は、前述のように、藤原武智麻呂の大学助在任中の慶雲二年(七〇五)仲春に、彼の要請によって釈奠の文を作っている。『懷風藻』は康嗣を「大学博士従五位下」とし、「年八十一」と注記するから、従五位下に叙せられた和銅三年(七一〇)以降に八十一歳で死去したのであろう。逆算すると、白村江敗戦後の亡命百済人であった公算が大であるが、そうだとすれば、藤原氏と刀利氏の繋がりも、大学寮の役人(武智麻呂)と教官(康嗣)という公的な関係にとどまらず、それ以前(鎌足や不比等の代)からの私的な交流にもとづく可能性が高いとすべきであろう。

以上により、①②③の人物は、いずれも藤原氏所縁の学者・文人と推察することができる。したがってこの三人が、不比等の推挙により『書紀』の撰述に関与した蓋然性は決して低くないと思われる。むしろ養老五年正月、紀清人と

表1 中・南河内のフミヒト系氏族

郡名	氏族名
錦部	高向史
石川	板持(板茂)史・山田史・島史?
古市	西文首・藏(倉)首・藏史・馬史 金集史・白鳥史・古志(高志)史?
丹比	(野中)川(河)原史・筑紫史・津史 船史・白猪史・(穴太)野中史?
志紀	岡田史・白猪史・林史?
安宿	田辺史
大県	大県(和徳)史・大里史・馬首 牟久(久牟?)史
高安	八戸史・三宅(三家)史
洪川	伊吉(伊岐・壹岐・雪)史・船史 飽田史
若江	栗栖史・栗栖首
河内	川内史?

ともに彼等が東宮に侍った理由は、彼等が自ら筆を執った『書紀』の進講のためであったと見ることが、もつとも理に適った解釈となろう。

二 フミヒト系の『書紀』撰者

前章での考察結果にもとづくと、藤原氏一族と関係の深いフミヒト系の文人・学者の中に、さらに『書紀』の撰述に従事した可能性のある人物を、見出すことができそうである。

まずは伊吉連博徳である。博徳は七世紀後半の東アジアの激動期に、唐や新羅に派遣され、対外交渉に携わった外交の専門家であり、不比等の下で大宝律令の撰定にあたった人物でもある。伊吉連の旧姓（カバネ）は史で、表1に示したように、河内国洪川郡（中河内）を本拠としたフミヒト系氏族であった。⁽¹⁶⁾

『書紀』は①齊明五年七月戊寅、②同六年七月乙卯、③同七年五月丁巳の三条の分注に「伊吉連博徳（得）書」を引き、④白雉五年二月条の分注には「伊吉博得言」を掲げている。どれも本文の内容を補う詳細な遣唐使関係の記録よりなるが、伊吉氏が史から連に改姓する時期は天武十二年（六八三）十月であり、④の「博得言」では学問僧の智宗の帰国の年を「庚寅年」とする。一方、『書紀』持統四年九月丁酉条には、大唐学問僧の智宗らが新羅の送使に伴われて筑紫に帰還したと記しており、持統四年（六九〇）の干支は庚寅にあたるから、帰国の年は④の記述と一致する。

したがって「博徳書」の成立は天武十二年（伊吉氏の連改姓）以降、「博得言」のそれは持統四年以降となる。①の本文と分注の「博徳書」は遣唐使の使人の坂合部連石布と津守連吉祥の冠位を「小錦下」・「大仙（山）下」とするが、これらは天智三年（六六四）制定の冠位で、斉明朝當時のものではない。すなわち『書紀』本文は、「博徳書」の表記を訂正することなく、そのまま踏襲して文をなしている。『書紀』天智六年十一月己巳条には「小山下伊吉連博徳」と「大乙下笠臣諸石」が、熊津都督府の司馬法聡を百済へ送る使者となったと記すが、ここでも博徳のカバネは連とされ、引用こそされていないものの、「博徳書」に依拠して書かれたことがうかがえる。

「博徳書」は『書紀』の分注に掲げる記述がすべてではなく、彼が直接関与した日唐外交を中心に、その前後の唐との関係も含めて総合的にまとめられた対唐交渉史とも言うべき記録とみられる。しかも『書紀』編者は、訂正を加えることなく、無批判にそれを本文に受け入れている。坂本太郎は、入唐帰朝の人は他にも多いのに、ひとり「博徳書」だけが引用されたのは何故なのかと自問し、それは博徳が『書紀』に採択されるように働きかけたからではないかとする。そして「博徳書」に自己宣伝めいた記述が見える事実を指摘し、『書紀』編者はそれを全面的に本文に取

り入れず、本文には簡潔に国家的な事件を記し、委曲はすべて分注に譲つたのだと推測する。¹⁷⁾

ただ『書紀』編者は、「博徳書」のうち必要な部分だけを分注に引き、彼の自己宣伝めいた部分は削除することも可能であつたはずである。しかしそれがなされていらないということは、坂本説とは異なる別の事情がそこに介在したことを示唆する。おそらくそれは、博徳が『書紀』原資料の提供者の立場にとどまらず、『書紀』の撰述そのものに関与し、入唐交渉記事の執筆に自らあつたことを意味するのではないか。太田善麿がすでにその可能性を指摘しているが、筆者がとくに注目したいのは、④の孝徳紀白雉五年二月条の本文と分注の「伊吉博得言」の關係である。「博徳言」は白雉四年と翌五年に入唐した者たちの消息を記し、無事帰朝を果たした者は、「庚寅」・「乙丑」のように、その年の干支を掲げる。ただ妙位・法勝・氷連老・高黄金ら十二人と別倭種の韓智興・趙元宝の帰朝年については、「今年共三使人一婦」とし、この「今年」が何時を指すのかが明らかでない。

和田英松や北村文治は、「今年」を博徳が司馬法聰を百濟へ送り、帰朝した天智七年とするが、「博得言」の成立が持統四年以降であるから、この説には従えない。坂本太郎や山田英雄が説くように、本文の白雉五年とするのが妥

当であろう。坂本は「今年」は『書紀』編者の修正したもので、もとは「白雉五年」または「甲寅年」と書かれていたとし、①の分注の「伊吉連博徳書」に「同天皇之世」とあるのも同様であるとする。穏当な解釈と言えるが、一歩進めて、本文の述作者も博徳自身であつたとすれば、本文と分注との關係はさらに無理なく理解することができよう。おそらく「博得言」は「博徳書」の後に成立したとみられる。坂本が「言」を「書」に対して補足的・説明的な意味をもち、「書」と同類の記録とするのに対して、山田英雄は両者を別の性格のものとし、「言」は『書紀』編纂の際の口上・聞書の類とする。山田説を是としたいが、「言」が「今年」という表記を用いたのは、記録（「書」）と聞書（「言」）の違いにもとづくと言ふよりは、「言」が本文と同一人の手になつたことによるものであろう。

すなわち本文を記した博徳は、補足として白雉の入唐者の消息を注記しようとしたが、彼の著した「書」には該当する記述がなかったため、記憶や別の資料にたよつてそれを記し、冒頭に「伊吉博得が言はく」と断つたと推測される。その際、白雉五年の帰朝者については、年次を干支で表記せず、本文にあわせて「今年」と書いてしまったのであろう。具体的な年次を掲げるべき史書としてはいささか不用意であるが、逆にそれ故に本文と分注の書き手が同一

人であった事実が、はしなくも露呈されているのである。博徳は大宝律令の撰定者の一人で、河内国洪川郡のフミヒト系氏族の出身であった。その経歴・環境に照らすと、彼が『書紀』の撰述に関わった公算は、いちだんと高まることになろう。

博徳は朱鳥元年（六八六）に大津皇子の謀反に連座して逮捕される。すぐに赦免されたものの、しばらくは不遇であったようで、持統九年（六九五）、遣新羅使に任ぜられて、ようやく政界復帰を果たす。「博徳書」に自己宣伝的な傾向が認められることから、その成立を持統朝とし、不遇時代に自らの名誉挽回を意図して書かれたとする説が有力であるが、「伊吉連博徳書」が第一義的に『書紀』の外資料として作成されたものであるとすれば、成立年代をことさらこの時期に限定する必要はあるまい。

滅亡期の百濟・高句麗を対象とした日朝外交史の書である『日本世記』は、『書紀』の原資料として、日唐交渉を扱った「博徳書」と類似的性格を有するが、著者の道顕（高句麗からの渡来僧）の名は、『書紀』や『藤氏家伝』上に、「釈道顕」・「高麗沙門道顕」・「僧道賢」・「高麗僧道賢」と記される。このうちもつとも用例が多いのは、「釈道顕」であるが、吉田一彦は「釈某」という表記は、日本では八世紀初頭頃から用いられた中国風の法名表現である

と指摘している²⁾。したがって書名の「日本」という国号とあわせるならば、『日本世記』の成立期は八世紀に入ってからと見るのが妥当である。さすれば、「博徳書」の成立も同様にその頃と考えて差し支えないであろう。

博徳の消息は、大宝三年（七〇三）二月、律令撰定の功により功田や封戸を賜わったのを最後に途絶える。年齢を考慮すると、間もなく没したとみられなくてもないが、『続日本紀』天平宝字元年十二月壬子条は、「從五位上伊吉連博徳」の功田十町を、下功として子に伝えさせたと記す。大宝三年当時、博徳の位階は從五位下であったから、その後さらに一階昇進したことになり、慶雲・和銅の頃にはまだ生存していた可能性がある。大宝律令の撰定から解放された博徳が、日唐外交記録（「博徳書」）の述作に着手し、やがてその成果を携えて、『書紀』の編纂事業に加わったと想定してよいのではないか。

次に挙げるべきは、白猪史（葛井連）広成である。白猪氏は、河内国丹比郡野中郷から志紀郡長野郷にかけての一帯を本拠としたが（表1）、広成は文人官僚として顕著な足跡を残した人物である。養老三年（七一九）、には遣新羅使となるが、この時すでに大外記の職にあった。天平十五年（七四三）にも、筑前に派遣されて新羅の使節の供客のことにあたっている。白猪氏には対外交渉に従事したり、

留学生となる者が少なくないが、それはこの氏が、国際的に通用する広範な学識を備えていたことによるものであるう。

『藤氏家伝』下の神龜六年頃の「文雅」の士（前述）の中には、紀清人・山田三方・高丘（楽浪）河内らとともに広成の名を挙げ、『万葉集』は、天平二年（七三〇）、駅使として筑紫に派遣された時、帥の大伴旅人邸での饗宴で、会集した官人たちの要望に応じて彼が作った歌一首（六卷・九六二、天平八年）、同八年、歌舞所の諸王臣子らが彼の家に集い宴を催した時に、その頃盛んになった古舞にあわせて作った歌二首（六卷一〇一一・一〇一二）を載せる。『懷風藻』に五言詩二首を収め、『経国集』には和銅・天平頃の対策文二篇を残す。広成が文人・風流人として声望の高かったことがうかがえよう。

天平二十年八月には、聖武天皇が広成の家に行幸している。天皇は群臣らとともに宴飲し、留宿して、翌日、広成とその室、県犬養宿祢八重に正五位上を授けた。広成が風雅を好む一流の文士であったことが、行幸をもたらした原因とも考えられるが、最大の理由は彼の妻の八重が、光明子の母の県犬養三千代の同族で、おそらくその近親であったことによるとみられる。広成は天平三年正月、光明立后後の最初の叙位で、船連葉・田辺史広足・高丘連河内ら南

河内の渡来系氏族の出身者とともに、外従五位下に叙せられていた。岸俊男はこれを三千代か光明子の引立てによるものと推測するが、広成は妻の八重を介して、光明子と近い関係にあったのであろう。

『続日本紀』は、養老四年五月壬戌（十日）条に白猪史の葛井連賜姓記事を掲げ、その十一日後の癸酉（二十一日）条に『書紀』が完成し、奏上されたことを記す。両者が時期的に重複することは偶然の一致とは考えられず、互いに関連すると見るべきで、白猪氏が『書紀』編纂に功があったため、賜姓されたと解するのが自然ではなからうか。河内国丹比郡を本拠とする百濟系フミヒトの船・白猪・津三氏は、擬制的な同族関係で結ばれていたが、天武十二年（六八三）に史から連に改姓した船氏に対して、残る二氏はその後も旧姓（カバネ）にとどまっている。津氏が連に改姓するのは天平宝字二年（七五八）で、『続日本紀』によれば、津史秋主らが、すでに連姓を賜姓された葛井・津両氏と同じように津氏も連姓を賜わりたいと言上して、ようやくそれが許されるのである。この事実は、逆に養老四年の白猪氏への賜姓が論功行賞的な意図のもとに行われたことを示唆しよう。

以上により、「文章」の学を究め、作文能力に長じた白猪史広成が、不比等や県犬養三千代の口利きで、『書紀』

の撰述に加わった蓋然性は高いと思われる。ただ広成が官人として史料に初見する時期が養老三年であることにもとづくと、彼の『書紀』編纂事業への参入も、編纂の最終段階に入ってからと見るのが妥当かもしれない。

このほか、フミヒト系の船氏や田辺氏の一族にも、『書紀』編纂事業と関わる人物がいた可能性がある。養老五年、東宮に侍った学者の中には、船連大魚の名が見える。彼が首親王に何を進講したかは不明であるが、船氏の祖とされる王辰爾は高句麗の国書を解読した「烏羽の表」のエピソードで有名であり、乙巳の変の際、蘇我蝦夷が焼こうとした天皇記・国記・珍宝の中から素早く国記を取り出し、中大兄皇子に献じた船史恵尺（僧道昭の父）は、推古二十八年に始まり、この時期まで継続して進められてきた天皇記・国記などの修史事業に、撰修者の一人として加わっていた人物とみられる²³。

八〜九世紀の船氏一族は、『経国集』に天平三年の対策文二篇を残す船連沙弥麻呂、承和年間の大学博士御船宿祢（旧姓船史）氏主、斉衡〜元慶期の大学助教・大学博士の御船宿祢（菅野朝臣）佐世、貞観期の越中国博士の御船宿祢有行、貞観・元慶期の大学直講・助教の船連（菅野朝臣）副使麻呂らの学者を輩出しており、『藤氏家伝』下の著者である延慶も船連夫子と同一人とみられる学僧であつ

た（前述）。こうした学術的環境や藤原氏との関係を念頭に置くと、船大魚もまた『書紀』の編纂に加わり、その記述内容を進講した学者であつた事実を一概に否定することはできない。

同様に田辺氏も、藤原不比等の養育に携わり、多数の学者・文人を出した一族である。国史の編纂と関わる人物としては、光仁朝の修史事業に参加し、石川朝臣名足らとともに『続日本紀』後半部のもとなる天平宝字から宝龜年間までの記録二十巻を撰修した上毛野公大川がおり、大川の子の上毛野朝臣穎人も、修史事業ではないが、弘仁六年（八一五）に奏進された『新撰姓氏録』の編者の一人であつた。不比等のもとで田辺史百枝や首名が大宝律令の撰定を行った事実を鑑みると、この両名か、もしくは他の田辺氏の一族の者が、『書紀』編纂事業に参加した可能性も十分考慮する必要がある。

三 『書紀』の原資料と渡来人

『書紀』の原資料や稿本の提供者・撰述者の中にも渡来人の存在が認められる。

天武十年（六八一）の「帝紀及び上古諸事」の記定事業は、別稿で論じたように、帝紀と旧辞の校定・記録だけを目的としたものではなく、『書紀』の編纂と直結する大規

模な修史事業として開始され、「上古諸事」の中には旧辞以外に蒐集・整理・筆録された多くの伝承・記録類を含んでいた。⁽²⁵⁾ 記定事業に名を連ねる十二人の王族・豪族のうち何人かについては、彼等が筆録に関与したとみられる記事の痕跡を、『書紀』の中に見出すことができるが、難波連〔旧姓草香部吉士〕大形もその一人で、吉士一族の忠臣像が描かれる安康元年二月条やその後日談の雄略十四年四月条、さらには雄略紀から天武紀に至る四十条の吉士集団の外交関係記事は、大形が記定した草稿にもとづく可能性が高い。

吉士は伽耶系の渡来人から成り、草香部吉士は六世紀後半に、「任那の調」の外交処理に専従する目的で編成された擬制的同族団組織の「難波吉士」に属する一氏であった。⁽²⁶⁾ 吉士一族の者が著した外交記録には、このほか「難波吉士男人書」がある。「伊吉連博徳書」と並んで、斉明紀五年七月戊寅条の分注に断片的にその文章が引用されているが、内容は「博徳書」と同類の日唐交渉記録であったことが知られる。

持統三年（六八九）には、施基皇子以下七人が撰善言司に任命されている（『書紀』）。青木和夫は、撰善言司を持統天皇が珂瑠皇子（文武）の帝王教育の教科書とするために、南朝宋の范泰の『古今善言』を範として、古今東西の

典籍から善言を撰録させたものとし、撰善言司による『善言』の編修は未完成に終わったが、その稿本は『書紀』編纂の資料とされたと推測する。⁽²⁷⁾ 撰修にあたった七人のうち、伊余部連馬飼（養）と調忌寸老人の二人は大宝律令の撰定者であるが、馬飼が丹波の国宰（国守）時代に聞き取った浦嶋（嶋）子伝は、『善言』の稿本として筆録されたようである。浦嶋子の略伝を掲げる雄略紀二十二年七月条に「語在二別卷」と記される別巻がそれにあたるとみられる。

調忌寸老人は渡来系の東漢氏の一族である。老人の撰した『善言』の稿本がいかなる内容からなるかは明らかでないが、馬飼の場合と同様にそれが『書紀』の記述に影響を与えたことは確かであろう。さらに大宝律令の撰定を通して、老人と馬飼が藤原不比等と親密な関係にあったとすると、あるいはこの二人は不比等の要請により、撰善言司解散後に『書紀』の編纂事業に直接参入したと考えることができるかもしれない。

『書紀』の原資料や稿本の作成に従事した渡来人には、右の難波連大形・難波吉士男人・調忌寸老人のほかに、『日本世記』の著者、道顕がいる。さらに神功紀から欽明紀までの朝鮮関係記事に資料として引用される『百濟記』・『百濟新撰』・『百濟本記』の三書も、七世紀後半の百濟からの亡命者たちの著したものと解することができる。⁽²⁸⁾ 『書

『紀』の編纂事業には、史料に名をとどめぬ者も含めると、原資料・稿本の段階から実に多くの渡来系知識人が動員され、様々な形でこれに関与していたと推断して差し支えないであろう。

むすびにかえて

『古事記』の撰修に渡来人がどのように関わったかを解明することは、現状では困難である。ただ太安麻呂が『記』『紀』双方の撰述を行ったとすれば、二つの史書の関係をもう一度、原点にもどって再考してみる必要があるのではないか。筆者は安麻呂を壬申紀の作者と推定している。詳細は別稿に譲るが、『書紀』は天武の皇位継承を正当化し、篡奪者としてのイメージを払拭するために、あえて天武紀を二巻に分けて、壬申紀を独立させている。安麻呂は壬申の乱の功臣の多臣品治の子であるが、天武系皇統にとって『書紀』各巻の中で最重要の意味を持つ壬申紀の述作を安麻呂に委ねたのも、壬申の乱の大義が一貫して大海人皇子側に存したことを強調する意図があったからと考えることができる。

元明天皇の詔により、和銅五年（七二二）、安麻呂が天武の勅語の帝紀と旧辞を撰録して献上した『古事記』の序では、本文の時代と無関係に壬申の乱が取り上げられ、天

武の聖君像が壬申紀と共通の筆致で描かれている。和銅五年当時、すでに安麻呂が『書紀』の編纂に携わっていたとするならば、『古事記』の撰録は『書紀』と併行して行われたことになるが、その場合、改めて『古事記』の史書としての性格が問われなければならない。

周知のように、『扶桑略記』は「和銅五年上奏日本紀」の書名を掲げている。さらに信憑性の面で問題があるが、『日本書紀私記』丁本（承平私記）は、『書紀』が『古事記』をもととして書かれたとする説や、養老の『書紀』が仮名日本紀を改変して編纂されたとする説、安麻呂らが『書紀』を撰した時、先行する古語仮名の書が数多くあったが、「勅語」（『古事記』か？）がもつとも重要な書として参照されたとする説を挙げる。

筆者にはまだこれらの問題を十分に論ずるだけの力量も余裕もないが、『記』『紀』二つの書は、史書としての編纂の過程において、互いに密接不可分の関係で結ばれていたのではないかと思われる。『書紀』に『古事記』の引用がなく、『続日本紀』に『古事記』の撰録のことが記されないのも、おそらくそのことと無関係ではないであろう。

注

（一）『続日本紀』和銅七年二月戊戌条に「詔二從六位上紀

朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂、令撰「国史」とある。ただ「国史」については、図書頭の職掌の一つである「修撰国史」を、『令集解』所引「古記」が、「国史。当時之事記書名也。如春秋漢書之類。実録事也」とすることから、これを『書紀』撰修とは無関係で、図書寮において実録の編纂にあたったものとする説(岩橋小弥太『増補上代史籍の研究』(吉川弘文館、一九七三年)、中西康裕『続日本紀と奈良朝の政変』(吉川弘文館、二〇〇二年)など)があるが、通説通り『書紀』編纂の進捗に伴い、新たに二人の学識者が撰述者として加わったことを意味すると見るのが妥当であろう。

- (2) 太田品二郎「上代に於ける日本書紀講究」(『太田品二郎著作集』三(吉川弘文館、一九九二年)所収)、関見「上代に於ける日本書紀講読の研究」(『関見著作集』五(吉川弘文館、一九九七年)所収)、北川和秀「日本書紀私記」(『国史大系書目解題』下(吉川弘文館、二〇〇一年)所収)

- (3) 関見、同右、加藤謙吉「『日本書紀』と壬申の乱」(『史料としての『日本書紀』』(勉誠出版、二〇一一年)所収)

- (4) 加藤謙吉「『日本書紀』とその原資料」(『日本史研究』四九八号、二〇〇四年)

- (5) 加藤謙吉「大和政権とフミヒト制」(吉川弘文館、二〇〇二年)

- (6) 加藤謙吉「初期の藤原氏と渡来人の交流」(『日本古代

中世の政治と宗教』(吉川弘文館、二〇〇二年)所収)

- (7) 当時の選俗については、関見「遣新羅使の文化史的意義」(『山梨大学文学部研究報告』六、一九五五年)、田中卓「還俗」(『続日本紀研究』一、二、一九五四年)。

- (8) 『続日本紀』天平宝字五年三月庚子条によれば、刀利^{おしか}氏の一族である「百濟人」の刀利甲斐麻呂ら七人が丘上連の氏姓を賜わっている。

- (9) 森博達「日本書紀の謎を解く」(中公新書、一九九九年)、皆川完一「道慈と『日本書紀』」(『中央大学文学部紀要』一九一、二〇〇二年)

- (10) 岸俊男「県犬養橘三千代をめぐる臆説」(末永先生古稀記念会編『古代学論叢』(同記念会、一九六七年)所収)

- (11) 加藤謙吉、前掲注(6)論文

- (12) 吉川真司「安祥寺以前―山階寺に関する試論―」(京都大学文学研究科第一四研究会「王権とモノユメント」編『安祥寺の研究』I、(二〇〇四年)所収)

- (13) 仲麻呂の異母弟の藤原乙麻呂家の知宅事(私設の家司)も田辺史一族の立万里であった(『大日本古文書』二四卷五二五頁)。

- (14) 天平神護二年十月二十一日の「越前国司解」によれば、越前国足羽郡の道守庄内に田辺来女の没官田があり、罪人に支儻(仲麻呂の乱に荷担)したために没官したとする(『大日本古文書』五卷五七四頁ほか)。田辺来女は右京四条一坊戸主の上毛野奥麻呂の戸口であるが、

岸俊男は奥麻呂を天平宝字初年の文書に越前少目として見える上毛野公〔闕名〕〔大日本古文書〕二五二二八ほか〕と同一人物とし、来女や奥麻呂を仲麻呂の与党と推測する（岸『藤原仲麻呂』〔吉川弘文館、一九六九年〕）。

(15) 藪田香融「惠美家子女伝考」〔史流〕三三三三、一九六八年

(16) 承和二年（八三五）九月に、河内、国人の伊吉連豊宗とその同族十二人が滋生宿祢を賜姓されたが〔続日本後紀〕、『政事要略』八十一所引貞観四年（八六二）二月二十三日付の「檢非違使移」には、河内国洪川郡人の滋生宿祢春山と同峰良の名が見え、洪川郡が伊吉連（滋生宿祢）の本拠地と推定される。

(17) 坂本太郎「日本書紀と伊吉連博徳」〔西田先生頌寿記念「日本古代史論叢」〕〔吉川弘文館、一九六〇年〕所収

(18) 太田善麿「古代日本文学思潮論（Ⅲ）」〔桜楓社、一九六二年〕

(19) 和田英松「奈良朝以前に撰ばれたる史書」〔国史説苑〕〔明治書院、一九三九年〕所収、北村文治「伊吉連博徳書考」〔坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』上〕〔吉川弘文館、一九六二年〕所収

(20) 坂本太郎、前掲注（17）論文、山田英雄「伊吉連博徳書と地名」〔新潟史学〕二、一九六九年

(21) 吉田一彦「僧旻の名について」〔藪田香融編『日本仏教の史的展開』〔塙書房、一九九九年〕所収〕

(22) 広成のほか、白猪史骨〔宝然〕（天武十三年、大唐学生）、同阿麻留（大宝元年、遣唐少録）、葛井連子老（遣新羅使）、同善宗（貞観三年、領渤海客使）らがあり、二〇〇四年に中国西安市で発見された日本遣唐使墓誌に見える「井真成」〔靈龜二年に入唐した留学生である〕を、「葛井連真成」の唐名とする見方もある。

(23) 岸俊男、前掲注（10）の論文

(24) 関晃「婦化人」〔至文堂、一九六六年〕

(25) 加藤謙吉、前掲注（4）の論文

(26) 加藤謙吉「吉士と西漢氏」〔白水社、二〇〇一年〕

(27) 青木和夫「日本書紀考証三題」〔日本古代史論集〕上

〔吉川弘文館、一九六二年〕所収

(28) 加藤謙吉、前掲注（4）の論文

(29) 加藤謙吉、前掲注（3）の論文